

## 鳴門教育大学情報基盤センター規則

平成17年3月14日

規則第 3 号

改正 平成19年1月31日規則第 1号  
平成20年3月17日規則第 6号  
平成22年3月24日規則第18号  
平成23年3月 9日規則第 3号  
平成23年3月31日規則第 9号  
平成26年3月24日規則第15号  
平成29年3月 8日規則第15号  
平成31年3月13日規則第15号  
令和 2年3月19日規則第 8号

鳴門教育大学情報処理センター規則（平成16年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学術研究及び情報教育に資するほか、学内の情報基盤を整備することを目的とする。

（業務）

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報基盤の整備に関すること。
- (2) 学術研究のための利用に関すること。
- (3) 情報教育のための利用に関すること。
- (4) 学内情報ネットワークの整備・運営に関すること。
- (5) その他必要な情報基盤に関すること。

（分野）

第4条 センターに、次に掲げる分野を置く。

- (1) 情報システム分野
- (2) 情報教育分野

（職員）

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) センターに兼務を命じられた教員
- (3) その他の職員

2 前項の職員のほか、センター所長が必要と認める場合は、副センター所長を置くことができる。

- (1) 副センター所長は、本学の教員のうちからセンター所長の意見を聴いて、学長が命ずる。
- (2) 副センター所長の任期については、鳴門教育大学センター所長選考規則（平成16年規則第18号）第4条の規定を準用する。

（職務）

第6条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

- 2 副センター所長は、センター所長の職務を補佐する。
- 3 情報基盤センターに兼務を命じられた教員は、センターの業務を処理する。
- 4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

（センター会議）

第7条 センターに、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 第5条に規定する職員
  - (2) その他センター所長が必要と認めた者
- 3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。
- 4 議長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 情報基盤の整備・運営に関する事。
  - (2) センターの運営方針案に関する事。
  - (3) センターの年度業務実施計画案に関する事。
  - (4) センター人事、予算に関する事。
  - (5) センターの業務の実施に関する事。
  - (6) その他センターの運営に必要な事項

（事務）

第8条 センターに関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

（細則）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。